

「基金訓練」の受講対象者は次のように規定されています。

#### 基金訓練の受講対象者の規定

基金訓練は、訓練開始予定日において、次のイからニまでのいずれにも該当する方が受講することができます。

- イ 雇用保険の受給資格がないこと
- ロ ハローワークに求職申込みを行い、キャリア・コンサルティングを受けたこと。基金訓練の受講あっせんを受けたこと
- ハ 訓練を受けるために必要な能力等があり、就職のために訓練を受ける必要があると認められる者であること
- ニ 過去に公共職業訓練を受講したことがある場合は、訓練修了後1年以上経過し、かつ、平成21年6月8日以降に受講を修了した公共職業訓練の期間と、新たに受講しようとする訓練の期間とを合計して24か月を超えないこと

給付金の対象者とならなくても訓練を受  
けることはできます。